

〔残価設定ローン終了時の条件に関する表示の省略について〕

Q. 新型車の告知をチラシ広告（A3サイズ）で行い、残価設定ローンの支払例を表示しますが、ローン終了時の条件については、「詳細はスタッフまで」と表示すれば、問題ありませんか？

A. 新車に関する施行規則第8条第5号では、残価設定ローンに関する支払例を表示する場合は、「ローン終了時の条件等」を表示することが定められています。したがって、「詳細はスタッフまで」だけではなく、以下の①から③について、表示する必要があります。

①ローン終了時の車両の取り扱いについて

（例：車両を返却、買い取り、ローンの継続等、選択できる場合には、その内容）

②ローン終了時の車両状態が事前に定める規定の範囲外であった場合に別途費用が必要となる場合には、その内容

（例：車両の修理費用が5万円を超える場合にはその差額が必要）

③ローン終了時の走行距離が、規定の走行距離を超過していた場合に別途費用が必要である場合には、その内容

（例：年間1万キロ以内とし、超過した場合には1千キロ超過毎に5千円必要）

なお、電波媒体やバナー、新聞の突き出し広告等、表示スペースが小さい等の理由により「ローン終了時の条件等」の表示が困難な場合には、「車両状態、走行距離等別途規定に定める条件に該当する場合は、別途費用が必要である」旨の表示、または、「ローン終了時の条件等については店頭にて尋ねられたい」旨を付記することにより、省略することができます。

【正しい広告表示の例】チラシ広告の場合



月々6,000 円の支払例 ※2

実質年率 4.5% お支払い開始 5 月 お支払い回数 36 回

頭金 ●●●,●●●円	最終回（36 回目）のお支払額
初回お支払額 8,000 円	①当社の新車にお乗り換えの場合 0 円
月々の支払額 6,000 円×34 回	②お車を当社へご返却の場合 0 円
年 2 回ボーナス月（7 月・1 月） 220,000 円×6 回	③そのまま乗り続ける場合 最終回を現金でお支払いいただく場合 ●●●,●●●円
頭金 + 初回から 35 回までの お支払額合計 ●,●●●,●●●円	割賦支払総額 ●,●●●,●●●円

スカーレット 1.5M
車両本体価格
1,620,000 円 ※1

※1 価格には保険料、税金（消費税を除く）、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。

※2 最終回お支払い時、①乗り換え、②ご返却、③買い取り（一括又はローン）から選択ができます。①、②の場合、契約時に定めた走行距離数を超過、又は、車両状態が定めた範囲外であった場合等は、追加費用が必要です。詳しくは当店にお問い合わせください。

■表示事項や表示方法等、詳細については、AFTC INFORMATION（「割賦販売価格や個人リース料金の明瞭な表示に関する規約運用の考え方」の策定について）をご確認下さい。